

嬉野市告示第 110 号

嬉野市制施行 10 周年記念ロゴマークに関する要綱を次のように定める。

平成 27 年 10 月 20 日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市制施行 10 周年記念ロゴマークに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、嬉野市制施行 10 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を嬉野市（以下「市」という。）以外の者が使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権限)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権限は、市に帰属する。

(使用期限)

第 4 条 使用期限は、市長が必要であると認める場合を除き、平成 28 年 12 月 31 日までとする。

(使用基準)

第 5 条 ロゴマークは、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体及び企業等が作成するポスター、パンフレット等又は販売する商品（以下「物品等」という。）に対し、使用することができるものとする。

(1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認める場合

(2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認める場合

(3) 特定の思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合

(4) 特定の商品等の品質又は安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合

(5) 特定の個人、団体、企業等などの営利又は宣伝のみを目的とする場合

(6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合
(使用申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、
ロゴマークの使用を開始する日の10日(嬉野市の休日を定める条例
(平成18年嬉野市条例第2号)に規定する市の休日の日数は算入し
ない。)前までに、嬉野市制施行10周年記念ロゴマーク使用承認申請
書(様式第1号)に企画書、原稿、図面、デザイン画その他参考とな
る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号
のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体がロゴマークを使用するとき。

(2) 報道機関が報道の目的でロゴマークを使用するとき。

(3) 嬉野市制施行10周年記念事業によりロゴマークを使用する
とき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内
容を審査し、ロゴマークの使用の承認の可否を決定し、嬉野市制施行
10周年記念ロゴマーク使用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)
により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認(以下「使用承認」という。)に際し、
必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第9条 使用承認を受けた者は、当該使用承認に係る物品等の完成品を
速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第6条ただし書に
規定する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の物品等の完成品の提出が困難と市
長が認めたときは、写真の提出をもって代えることができる。

(遵守事項)

第10条 使用承認を受け、ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容(第11条第2項の規定により承認を受けた内容を含む。)に従いロゴマークを使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) ロゴマークの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ロゴマークの図柄(色、形)を改変等して使用しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) ロゴマークを使用して商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(変更の承認)

第11条 使用者は、使用承認を受けたロゴマークの使用目的を変更する場合は、使用目的を変更してロゴマークの使用を開始する日の10日(嬉野市の休日を定める条例に規定する市の休日の日数は、算入しない。)前までに嬉野市制施行10周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)にロゴマークの使用目的の変更内容を確認することができる書類を添えて、市に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、ロゴマークの使用目的の変更の承認の可否を決定し、嬉野市制施行10周年記念ロゴマーク使用変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

(中止の報告)

第12条 使用者が、使用承認を受けたロゴマークの使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(使用承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この告示に違反してロゴマークを使用したとき。

(2) 第6条又は第11条第1項の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、当該使用者に対して、取り消した使用承認に係る物品等の完成品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第14条 市は、前条の規定による使用承認の取消しにより使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市は、損害賠償、損失補てんその他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。

別図(第2条関係)

1 カラー



2 モノクロ

